

# 区画整理ニュース

～つなげよう 未来の旦過市場へ～

【発行】北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室  
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35

電話：093-511-7123/Fax：093-511-7120  
E-mail：ken-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

## 旦過地区土地区画整理審議会の選挙について(お知らせ)

旦過地区土地区画整理事業を施行するにあたり、権利者の皆さんの意見を反映して事業を進めるため、土地区画整理審議会を設置いたします。(土地区画整理法第56条)

審議会は、施行地区(旦過地区)内の土地所有者や借地権者の中から選挙で選ばれた方々8名と学識経験者2名の計10名で構成され、換地計画や仮換地の指定などの重要な事項について協議等を行います。

### 選挙権及び被選挙権

#### ○投票できる人(選挙権)

令和3年4月22日現在、旦過地区土地区画整理事業の施行地区内に

- ・宅地を所有している方(地権者)
- ・宅地を借りて建物を所有している方(借地権者)

※北九州市に借地権の申告手続きをして受理された方、または借地権を登記されている方に限ります。

#### ○立候補できる人(被選挙権)

投票できる人は立候補できます。

ただし、次の①②に該当する方は立候補できません。

- ①未成年者の方
- ②禁固以上の刑に処され、その執行中またはその執行猶予期間中の方

### 選挙人名簿の縦覧及び異議申出

選挙権及び被選挙権がある方を記載した名簿を「選挙人名簿」といいます。この名簿の中に、ご自分の名前があるか、住所等が間違っていないか次の縦覧期間中にご確認いただき、記載漏れや誤りがあれば、修正等の申出をお願いします。

縦覧期間：令和3年5月13日(木)から5月26日(水)まで

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所：建設局神嶽川旦過地区整備室(土、日も行います)

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番13号(☎093-511-7123)  
(北九州市立商工貿易会館5階)

### 立候補の受付

縦覧期間：令和3年6月16日(水)から6月25日(金)まで

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所：建設局神嶽川旦過地区整備室(土、日も行います)

### 選挙日

選挙日：令和3年7月10日(土)

投票時間：午前8時30分から午後5時15分まで

投票場所：北九州市立商工貿易会館会議室(予定)

※立候補者の数が定数を超えないときは、選挙を行いません。

## >>>>> 審議会委員選挙の日程等 <<<<<

施行地区（旦過地区）の権利者の代表として、権利者の権利が平等に守られているかなど、権利に関わることを諮問（意見や同意等）する機関です。

**4月2日(金)** 選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告

選挙期日（投票日）及び選挙人名簿の縦覧期間等を公告します。

**4月21日(水)** 借地権申告の締切日

選挙権、被選挙権を得るための借地権の申告手続きの期限です。

**5月13日(木)～5月26日(水)**  
選挙人名簿の縦覧及び異議申出

選挙人名簿の縦覧を行います。また、この期間中に異議の申出をすることができます。

**5月26日(水)** 相続届出書の提出締切日

北九州市に相続届出書を提出すれば、選挙権、被選挙権が得られます。なお、相続人が複数の場合は代表者の選任も必要となります。

**6月15日(火)** 選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告

選挙人名簿を確定します。委員の数を公告します。

**6月16日(水)～6月25日(金)**  
立候補の受付期間

立候補及び立候補推薦の届出を受付けます。

**6月25日(金)** 代表者選任通知書の提出締切日

北九州市に届出した代表者1名に被選挙権が得られます。

**7月1日(木)** 候補者の公告

候補者の資格等を確認のうえ、候補者の氏名等を公告します。

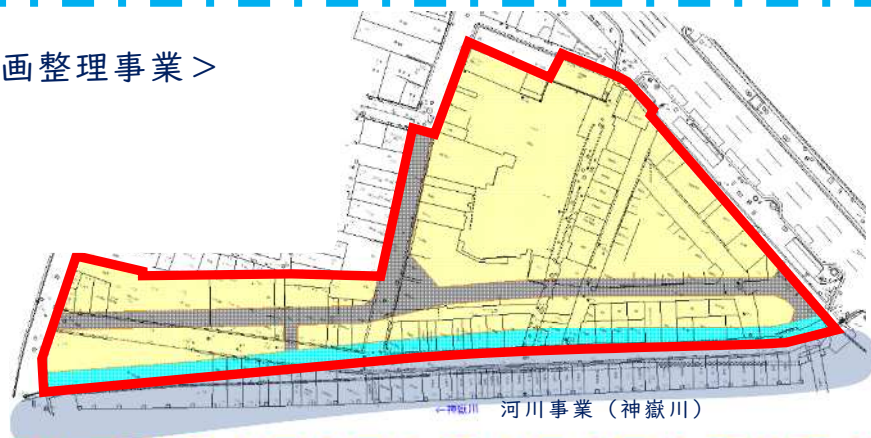
**7月10日(土)** 代表者選任通知書の提出締切日

北九州市に届出した代表者1名に選挙権が得られます。

**7月10日(土)**  
選挙期日（投票・開票）

### < 旦過地区土地区画整理事業 >

－ 施行地区 －



## 選挙に関する各種申告・届出について

下記の申告・届出を期日までに行わない場合は、選挙権、被選挙権を得ることができません。

### ● 借地権申告

借地権とは、宅地を借りて建物を所有していることです。建物の所有権は登記されていても、借地権は登記されていないことが多く、市では権利実態を把握することはできません。土地区画整理事業の施行地区内で借地し、その借地権を登記されていない方は、申告が必要となります。

一定の期間【4月22日(木)～6月15日(火)】を除き、事業を行っている間は申告できます。ただし、**今回の選挙権、被選挙権を得るためには、4月21日(水)まで**に申告が必要です。

### ● 相続届出

土地所有者（登記名義人）または借地権者が亡くなられていて、まだ相続登記をしていない場合、相続人の届出が必要です。「相続届出書」と相続を証明する書類の提出をお願いします。

なお、相続人が複数の場合は、相続人の代表者の届出も必要となります。

【締切日：5月26日(水)】

### ● 共有名義の宅地及び借地権の代表者の届出

宅地及び借地権が共有の場合、共有者の中から代表者1人を選任する届出（代表者選任通知）が必要です。

【被選挙権を得る場合の締切日：6月25日(金)】

【選挙権を得る場合の締切日：7月10日(土)】

## その他の各種申告・届出について

### ● 実測確認申請

本事業において、土地の面積は原則として土地登記簿の面積をもとにしますが、土地によっては実際の面積と土地登記簿の面積とが相違することがあります。

このような場合、土地の所有者は実際の面積を証明する図面を添付して、この面積の確認を市に申請することができます。

申請は、事業計画の決定の公告の日から90日以内（5月21日(金)まで）となっています。

### ● 建築行為等の制限

施行地区内で行われる建築行為等については、市に申請し、許可を受ける必要があります。

**建築行為等を計画されている方は、必ず事前にご相談下さい。**

#### ■ 許可を受ける必要がある建築行為等

- ・ 土地の形質の変更（盛土、切土、土砂がれき等の搬入、たい積等）
- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築（住宅の新築等）
- ・ 重量が5トン以上の物件の設置若しくはたい積

#### ■ 許可を受けずに上記の行為を行った場合又は許可条件に違反した場合

- ・ 市長から原状回復命令又は移転若しくは除却命令が出されます。

## 土地区画整理の選挙に関するQ & A

以前配布しました『土地区画整理事業のしおりー旦過地区ー』には、大切な内容を記載していますので、ご確認ください。

Q：公告はどこに掲載されるか。

A：公告は、市のホームページ等でご覧いただけます。

Q：借地していますが登記していません。選挙権を得るためにはどうしたらよいか。

A：審議会委員の選挙権・被選挙権を得るためには、4月21日(水)までに、神嶽川旦過地区整備室へ「借地権申告」が必要です。申告がない方は、借地権がないものとみなされ、選挙することができません。

Q：宅地又は借地権を共有しているが、共有者全員に選挙権はあるのか。

A：全員にはありません。共有者の中から一人選んで、7月10日(土)までに、神嶽川旦過地区整備室へ「代表選任通知書」を提出していただければ、その代表として1箇の選挙権を得ることができます。  
なお、6月25日(金)までに提出していただければ、被選挙権も得ることができます。

Q：宅地の所有権と借地権の両方もっているが、選挙権・被選挙権はどうなるのか。

A：それぞれの権利につき選挙権・被選挙権を有します。  
ただし、立候補できるのは、宅地所有者もしくは借地権者のどちらか一方となります。

Q：宅地を相続したが、登記簿の名義は変更していません。選挙権を得ることができるか。

A：5月26日(水)までに、神嶽川旦過地区整備室へ「相続届出書」を提出していただければ、選挙権・被選挙権も得ることができます。  
なお、相続人が複数の場合は、代表者の選任も必要となります。

Q：選挙で選ばれる審議会委員のうち宅地所有者と借地権者の割合はどうなるのか。

A：権利者（宅地所有者及び借地権者）の中から選ばれる委員の数は8名となっており、その内訳は、宅地所有者及び借地権者、それぞれの総数におおむね比例するように定めることになっています。

Q：借家しているが選挙権・被選挙権を得られるのか。

A：テナント等の借家している方には、選挙権・被選挙権がございません。

神嶽川旦過地区整備室では、関係者の皆様に、事業についての情報提供等を行っております。質問や心配事等がございましたら、お手数ですが

北九州市 建設局 河川部 神嶽川旦過地区整備室

【電話：093-511-7123】

までご連絡ください。担当職員が、お伺いして説明などいたします。